

肝炎患者等 相談交流会

B型・C型肝炎や非アルコール性肝炎についての講演会です。講演後は、講師を交えての交流会を行います。

◆対象 B型・C型肝炎と診断されている人とその家族など

◆日時 11月10日（日）
午後1時30分～3時30分

◆場所 会津保健福祉事務所会議室

◆講師 ○竹田綜合病院 肝臓専門医
若林博人 副院長

○肝炎医療コーディネーター
田中さゆり 感染防止対策
室課長

◆参加費 無料

◆申込締切 10月21日（月）

〈申込・問い合わせ先〉

会津保健福祉事務所
医療薬事課
☎0242-29-5511

福島県最低賃金が 令和6年10月5日から変わります 時間額 955 円

福島県最低賃金は、常用、臨時、パートタイマー、アルバイトなどの名称にかかわらず福島県内全ての労働者に適用され、使用者は、その金額以上を支払わなければなりません。

◆最低賃金には次の賃金は算入されません

- 政皆勤、通勤、家族手当
- 時間外、休日の割増賃金及び深夜手当
- 臨時に支払われる賃金、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金

〈問い合わせ先〉

福島労働局労働基準部賃金室 ☎024-536-4604
※または、各労働監督署へ問い合わせください。

クマのエサとなる 生ごみなどの 管理に注意！

これからの時期は、冬眠するためのエサを求めてクマが人里周辺に出没する可能性があることから、次の点を心掛けましょう。

◎クマのエサとなる米ぬかや

- 生ごみなどは屋外に放置しない
- ◎柿は早めに収穫するか、不要な場合は枝払いを行う
- ◎朝・夕方はクマの行動が活発になるため、外で作業をする際は音の出る物を身に付ける

〈問い合わせ先〉

農林振興課 林政係
☎45-4531

インフルエンザ 予防接種費用 を助成します

町では、インフルエンザにかかると重症化しやすいとされる乳幼児などの子どもや妊婦、高齢者に対して、インフルエンザ予防接種の費用を助成しています。

対象者	子ども（6カ月～18歳）妊婦	高齢者（65歳以上）
対象期間	10月1日（火）～令和7年1月31日（金）	
助成額	接種費用の全額を助成	
接種場所	町内診療所および県内外の医療機関（かかりつけ医での接種をお願いします）	
持ち物	※指定医療機関以外で接種した場合は申請が必要になります。 ◎0歳～中学生 →医療保険証と母子健康手帳 ◎高校生 →医療保険証 ◎妊婦 →医療保険証と母子健康手帳	※県外で接種した場合は申請が必要になります。 ◎予防接種済証 ◎医療保険証

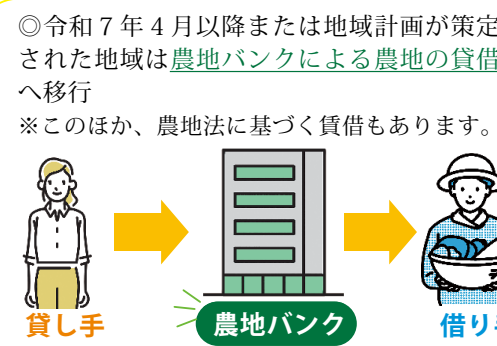
指定医療機関などの詳しい内容については、配布されるチラシを確認してください。

〈申請・問い合わせ先〉

- ◎子ども・妊婦について
子育て支援センター（こゆりこども園内）
☎45-4332
- ◎高齢者について
健康増進課 健康支援係
☎45-4532

農地の貸し借り は農地バンクへ

農業経営基盤強化促進法の改正により、令和7年4月から農地の貸借は「地域計画」に基づいた農地中間管理機構（農地バンク）を介した貸借へ移行します。



◎令和7年4月以降または地域計画が策定された地域は農地バンクによる農地の貸借へ移行
※このほか、農地法に基づく貸借もあります。

◆農地バンクを介した貸借のメリット

- ・賃借料の精算は農地バンクが行うため、賃借借人双方の精算事務が軽減される。
- ・一定の要件を満たせば、集落で機構集積協力金の交付

を受けることができる。

◆留意点

- ・賃借借人の双方に手数料がかかる。（賃借料の1%で最低800円、最高8000円）
- ・登記人が死亡していた際には相続関係説明図等が必要となる場合がある。

〈問い合わせ先〉

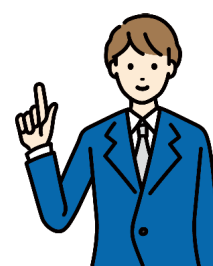
農林振興課 農政係
☎45-4531
農地中間管理機構
喜多方推進拠点
☎080-3754-3070

司法書士による 暮らしの 法律相談会

身の回りの法律問題で困っていることはありませんか？
「土地の名義を書き換えた」「借金問題で悩んでいる」「相続の手続きが分からぬい」など、町民の皆さんからの相談に司法書士が無料で応じます。相談は個別に行い、秘密は厳守します。

〈予約・問い合わせ先〉

町社会福祉協議会
☎45-4259



◆感染対策について

- 検温による健康管理、マスク着用、手指消毒にご協力をお願いします。
- 風邪などの症状が見られる時は事前に電話で連絡ください。

◆予約

11月7日（木）までに相談時間の予約が必要です。予約件数が定数となった場合は期日前でも受付を終了します。

◆場所（受付）

町公民館 2階日本間
福島県司法書士会（後援町社会福祉協議会）

◆主催

11月19日は『いい育児の日』 毎月第3日曜日は『家庭の日』

『いい育児の日』は家庭や家族を大切にするライフスタイルや、子どもの成長と子育てを社会全体で応援する機運を高め、子育てを支える家庭や地域の大切さをアピールすることを目的に記念日として制定、登録されました。

また、県では、青少年が心身ともに健やかに成長していくことを願って、

毎月第3日曜日を『家庭の日』として定め、明るい家庭づくり運動を推進しています。

大人も子どもも忙しい生活の中で、家族で過ごす時間が少なくなりがちです。

『いい育児の日』、『家庭の日』を機に、家族の絆や地域での子育て支援の大切さを見つめてみましょう。



〈問い合わせ先〉

子育て支援センター（こゆりこども園内） ☎45-4332